

民間資金等活用事業推進委員会総合部会  
第3回PFI事業実施プロセスに関するWG（概要）

日時：平成20年6月3日（火）13：00～15：10

会場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：山内座長、高橋委員、前田委員、宮本委員、伊藤（陽）専門委員、  
小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、野城専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

- （1）標準契約書モデル及びその解説（案）について
- （2）要求水準書作成指針について

事務局より、資料1～4に基づき説明。

まず事務局から、資料1、2に沿って、標準契約書モデル及びその解説（案）について説明がなされた。主な論点は、「状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更」「任意解除」「中立的な第三者による紛争解決」「法令変更」「モニタリング・支払メカニズム」であった。続いて事務局から資料3、4に沿って「要求水準書作成指針（案）」についての説明がなされた。委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

#### 標準契約書モデル及びその解説（案）全般について

- ・運営重視型事業には病院事業以外にも様々な事業があるので、マッピングを行った上で、事業の性質によってどういう違いがあるかをパターンごとに分けて明記する必要がある。コア事業が公共側にある場合とない場合とでは大きく異なる。
- ・病院事業は官でも民でもやっている事業であることから、ナレッジシェアリングの観点から、病院PFIの例を出すことは、よいことと思う。
- ・今は病院PFIをベースにした運営重視型のエッセンスを議論しているのだと思う。そういう意味で病院PFIを例に使ったと説明すれば、この標準契約モデル及びその解説は他の運営重視型の事案に十分参考になるものだと思う。
- ・標準契約書モデルは今後段階的に公表していくこととなると思うが、議論が残っている課題については、公表版に記載しないのではなく、議論の内容を注の形で記載すべき。
- ・PFIによるいわゆる独立採算型事業については、通常の独立採算型事業とは異なることについて解説しておく必要がある。特に何か事故が起きた場合、国賠法との関係で大きく異なる。
- ・国民・市民のためのサービスの最大化の陰には財政等の制約がある。財政等の制約の中でサービスを最大化していることを誤解のないよう盛り込んでほしい。
- ・任意解除については、補償金の額の決め方によっては公共が住民訴訟で問われることにもなりえるので、事前に決めておくことが公共側にとっても重要であることを明記してほしい。

## 要求水準書作成指針について

- ・要求水準書を書く段階で管理者自身がちゃんと要求水準書の重要性を認識することが大切だということを指針に明記する必要がある。
- ・リスク分析との関係がわかりにくい。リスク分析を前提にしてはじめて要求水準が書くことができるという要求水準書の作成プロセスについても記載してほしい。

## 今後の進め方について

- ・パブリックコメントによって世の中の意見を真摯に聞くことは非常に大切。内容を決めてから、形だけのパブコメを行うのではなく、広く意見を集めて、その結果を今後の委員会で検討していくべき。
- ・現在検討している標準契約書、要求水準書作成指針は完璧なものではないが、当事者のガイドラインとして役に立つものと思う。まだ直すべき点があり、改訂・修正を図っていくことは必要だが、本年6、7月のバージョンとして公表すべき。検討点ありと十分に説明した上で、現在のバージョンで広く世に問うべき。
- ・完璧バージョンのものではなくとも、少しずつ改善していけばP F Iが非常に推進しやすくなる土台になる。個別の問題については、事例集、ケーススタディを集めて対処すればよい。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681